

平成30年第 1 回基山町議会（定例会）会議録（第 6 日）									
招集年月日		平成30年 3 月 5 日							
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場							
開閉会日時		開会	平成30年 3 月 23日			9 時 3 0 分	議 長	品 川 義 則	
及 び 宣 告		閉会	平成30年 3 月 23日			1 0 時 7 分	議 長	品 川 義 則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	
	1 番	松 石 健 児		出	8 番	河 野 保 久		出	
	2 番	大久保 由美子		出	9 番	重 松 一 徳		出	
	3 番	末 次 明		出	10番	鳥 飼 勝 美		出	
	4 番	栗 野 久 明		出	11番	大 山 勝 代		出	
	5 番	久保山 義 明		出	12番	松 石 信 男		出	
	6 番	牧 藺 綾 子		出	13番	品 川 義 則		出	
	7 番	木 村 照 夫		出					
会議録署名議員		12番	松 石 信 男			1 番	松 石 健 児		
職務のため議場に 出席した者の職氏名		（事務局長） 藤 田 和 彦		（係長） 久保山 晃 治			（書記） 久保山 裕 香		
地方自治法 第 1 2 1 条 第 1 項 に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	松 田 一 也			産 業 振 興 課 長		鶴 田 勝 美		
	副 町 長	酒 井 英 良			ま ち づ く り 課 長		内 山 十 郎		
	教 育 長	大 串 和 人			定 住 促 進 課 長		毛 利 博 司		
	総務企画課長	熊 本 弘 樹			建 設 課 長		古 賀 浩		
	財 政 課 長	平 野 裕 志			会 計 管 理 者		村 山 留 美		
	税 務 課 長	寺 崎 博 文			教 育 学 習 課 長		井 上 克 哉		
	住 民 課 長	安 永 宏 之			こども課保育園長		高 木 久 幸		
	健康福祉課長	中牟田 文 明			産 業 振 興 課 参 事		寺 崎 一 生		
	こ ども 課 長	平 川 伸 子			ま ち づ く り 課 図 書 館 長		天 本 洋 一		
議 事 日 程		別紙のとおり							
会議に付した事件		別紙のとおり							
会 議 の 経 過		別紙のとおり							

会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 予算特別委員長報告（付託議案第14、15、16、17号） |
| | 討論・採決 |
| 日程第 2 | 議案第14号 平成30年度基山町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第15号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第16号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第17号 平成30年度基山町下水道事業会計予算 |
| 日程第 6 | 発議第 1 号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 意見書第 1 号 陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプター墜落に関する意見書 |
| 日程第 8 | 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会） |

～午前 9 時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

去る16日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 予算特別委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第 1. 予算特別委員長報告を議題とします。

まず初めに、予算特別委員長の審査報告を求めます。木村予算特別委員長。

○予算特別委員長（木村照夫君）（登壇）

皆さんおはようございます。予算特別委員会審査の報告をいたします。

議案第14号 平成30年度基山町一般会計予算

議案第15号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算

議案第16号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第17号 平成30年度基山町下水道事業会計予算

本委員会は、3月8日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査の方法は、施政運営方針、議案及び各種資料に基づいて審査を行いました。

なお、施政運営方針、当初予算事業説明書、議案第14号に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

1 平成30年度基山町施政運営方針

(1) 歳入

町民税及び地方交付税等の減少で財源が厳しくなってくる。そこで、ふるさと応援寄附金が貴重な財源となるが、使い道等の基準はあるのかとただしたところ、使い道については、分野と期間で整理しており、今後基準については明文化する必要があると説明を受けました。

町税の徴収率を97%から98%に上げたことについてただしたところ、この1%分は留保財源的に考えていたが、実際の徴収を考慮して98%とした。今後は98%としていくように考えているとの説明を受けました。

(2) 歳出

財政運営について

公共施設等総合管理計画と同実施計画の取り組みは、予算を組み重点的に進めるべきではないのかとただしたところ、公共施設等総合管理計画の実施計画は策定中であり、同計画に建物だけではなく、橋梁、道路も入れて考えていく必要があるとの説明を受けました。

当委員会としては、公共施設等総合管理計画との整合性が図れるように、早急に実施計画を策定するように提案をしました。

(3) 下水道事業会計

費用対効果により、認可区域の見直しを3年前にしたが、今後の下水道事業の進捗状況をただしたところ、現在、福岡県と協議中で、終末処理場の件が問題であり、ここ数年で結論を出さないといけないと思っている。終末処理場の場所が決まれば、認可区域も変わってくるので、対象地域の町民には意見交換会で話していくつもりであるとの説明を受けました。

2 平成30年度当初予算事業説明書

(1) 自治会活動支援事業

自治会活動コーディネーターを1名配置するが、公民館を中心にコミュニティ活動の支援はどのように行うのかとただしたところ、地域の課題を把握し、各公民館を中心にしたさまざまな活動を支援して取り組んでいくとの説明を受けました。

また、生活支援コーディネーター2名と自治会活動コーディネーター1名の計3名をどう配置するのかとただしたところ、3名を全17公民館の担当に割り振りし、情報共有を行っていくとの説明を受けました。

(2) 基山町保育所等整備事業

平成30年に建設する民間保育所にスムーズな移行ができるためには、保護者への説明はどうするのかとただしたところ、4月に新しい保育所のことを周知し、アンケートを行う。公立保育所が開所するまで2年間で入所調整ができるように考えており、園児募集は12月だが、1カ月前倒しをして行うとの説明を受けました。

また、民間保育所で保育料は上がるのかとただしたところ、保育に係るものは、基山保育園と同じだが、保育料以外はオプションとして保護者が選択することになるとの説

明を受けました。

当委員会としては、移行するに当たり補助等を行う場合には、認可保育所の公平・公正さを十分に協議するように提案をしました。

(3) 農産物加工施設建設事業

農産物加工施設の基本設計から実施設計業務に向けての問題はないのかとただしたところ、加工施設を建設するための実施設計と地質調査を平成30年度に行い、その他の課題については整理していくとの説明を受けました。

今後の見通しについてただしたところ、農産物加工品の品目や販売力の強化を複合的に考えているとの説明を受けました。

(4) 農村地域防災減災事業

亀の甲ため池は佐賀県の防災重点ため池として指定されているが、町にはほかにあるのか、また、耐震の照査としてどのくらいを想定しているのかをただしたところ、町には亀の甲ため池だけであり、マグニチュード7.2までを想定しているとの説明を受けました。

耐震の照査を実施後、危険箇所が出てくると思うが、補助はどう見込んでいるのかとただしたところ、受益面積10ヘクタール以上は県営事業として実施可能となるとの説明を受けました。

(5) 小学校放課後補充学習事業（小学校3年生）

下校時の対応はどうするのかとただしたところ、放課後児童クラブに通っている子どもは放課後児童クラブに戻るが、参加者には保護者に送迎をお願いするように説明するとの説明を受けました。

また、この事業は継続できるのかとただしたところ、子ども・子育て支援交付金は3年間の事業であるとの説明を受け、当委員会としては、継続性を担保するために町単費でも行うように提案をしました。

(6) 基肄城跡保存整備基本設計業務

貴重な基山町の歴史的資源であるこの事業を町単独で行うのか、また、補助事業で行っていくのかとただしたところ、補助金を活用し行っていくとの説明を受けました。

特別史跡である基肄城跡は重要な遺産であり、国・県が主体となって整備すべきではないかとただしたところ、県事業として取り組むよう町と議会が一体となって働きかけ

ていきたいとの説明を受けました。

3 平成30年度一般会計予算事項別明細書

(歳出)

2 款 1 項 6 目 17 節 P F I 事業に伴う家屋購入費 2 億7,436万5,000円

P F I 事業について、万が一アクシデントがあったときは、町が10億6,500万円を支払うこともあり得るのではないかとただしたところ、町はS P C（特別目的会社）及び金融機関と協定を結び、そういうことにならないように対処するとの説明を受けました。

当委員会としては、30年の長きにわたる内容であることから、町に損害を与えるケースが発生する可能性もあることを十分考慮するように提案をしました。

以上で終わります。

○議長（品川義則君）

以上で予算委員長の報告が終わりました。

討論、採決を行います。

日程第2 議案第14号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第14号 平成30年度基山町一般会計予算に対する討論を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

私は平成30年度一般会計予算に反対します。

私は、議員になって過去に当初予算に反対したことはありません。それは町長及び執行部の皆さんが考え抜いた1年間の事業計画に対して、マイナス面よりもプラス面を多く重視し、基山町の将来に明るい見通しを私なりに感じたからであります。しかし、平成30年度当初予算は余りにもマイナス面が多く、将来に対して不安な要素が大き過ぎるというのが私の反対の理由です。

具体的には、町立基山保育園を民間、公立保育所に分園し、公立保育所を役場西側用地に建設するための関連予算についてであります。

民間保育所への債務負担行為で反対しましたけれども、その理由も含んでおりますけれども、それについては省略いたします。

私が最も反対する理由は、やっぱり命と健康の問題であります。公立保育所建設予定地に

隣接した高圧電線による電磁波の問題です。こども課長は何度も「再測定の結果も踏まえ、1マイクロテスラ以下であり、問題ない数値」と言われました。しかし、さまざまな文献や、インターネット上では、0.3や0.4マイクロテスラ以上でより大きなリスク上昇を示す内容の文献が多くあります。また、この問題は国会でも取り上げられ、質問されております。

行政はまず何よりも、町民の命と健康を守るのが第一ではないでしょうか。まして、ゼロ歳児から5歳児までの乳児、幼児を預ける保育所は少しでもリスクを減らす場所に建設するのが当たり前であり、行政の責任でもあります。もし万が一役場西側用地に建設すれば、そこに保育所が続く限り、毎年毎年、保護者の方から「高圧電線による電磁波の健康被害は心配しなくていいのですか」と尋ねられ、また毎年「1マイクロテスラ以下だから大丈夫ですよ」と説明をしなければならなくなります。

我が子の健康を心配する保護者に「だから大丈夫ですよ」という根拠が余りにも少な過ぎるし、近年、電磁波過敏症や電磁波アレルギー症の問題に 대응することもまた難しくなります。説明に納得してもらえない保護者にどのように対処していくつもりでしょうか。また、民間保育所の定数を超えた応募者に対して、公立保育所への振り分けで高圧電線の電磁波問題を指摘されたら、それに対してどのように対応していくつもりでしょうか。また、子育てしやすいまちを目指す基山町のマイナスダメージをどのようにお考えでしょうか。

そして、役場西側用地には調整池の問題や湿度が高いという問題があります。乳児や幼児の命と健康を第一として保育所運営を行うためにも、今回の予算は認めることができません。

たとえ歴史民俗資料館跡に民間保育所が建設されても、私は現在の基山保育園敷地に公立保育所を建設し、そしてそれこそ民間、公立保育園が力を合わせて全国的にも例のない連携した保育行政を行うことが、基山町にとって一番いい保育行政ということをまた提案を申し上げまして、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

次に、本案に賛成の方の発言を許します。討論ありませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）（登壇）

議案第14号 平成30年度基山町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

松田町長の町政3年目を迎え、人口減対策、子育て世帯の支援、安全と安心のまちづくり、さらには協働のまちづくりなど、当初予算には進行中の事業に加え、新たに取り組む事業の予算が数多く計上されています。今、基山町が動き始めて活性化していることを多くの町民

の声として耳にしています。町長の頑張りとそれを支える職員には敬意を表します。

その点も踏まえ、今回の一般会計予算に賛成をいたします。

さて、先ほど重松議員から反対の意見が上がりました。一般会計予算中の公立保育所の建設場所については適切ではないと、その理由を申し上げられました。

私は保育所に関する特別委員会には所属していませんが、この件も含めて数多く議論をされてきたと聞いています。その中で、この件については議論が平行線になっているように感じております。電磁波が及ぼす人体への影響度合いに関しての有識者による講習会の開催、また、関係者への説明会、現地での2回にわたる電磁波の測定とその報告などがありました。執行部がこの場所に保育所をぜひ建設したい旨を、この件に関しての説明は終わっていると思うし、これ以上の説明は難しいことだと考えております。

また、重松議員の考えにも一定の理解はいたしますが、保育所の早期建設を切望される保護者のことも考えれば、これ以上議論を重ね結論を先延ばしすることには疑問を感じております。

とはいえ、この件に賛成するに当たり、執行部にお願いがあります。それは重松議員の話の中にもありましたが、保護者の方はどなたも、我が子の健康に関することは心配な面から非常に敏感に反応いたします。この先数十年と保育所を開所していく中で、公立保育所に入りたいことからさまざまな問い合わせがあると思います。今回関係した方々や直近で入所を控えた保護者にはこのことは理解できても、この先保護者は別の方々となっていきます。その都度心配事として相談は続く可能性があると思います。懇切丁寧に説明責任を果たすことをお願いいたしまして、私の討論を終わります。各議員の賢明な判断をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第14号を採決します。

本案に対する予算特別委員長報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第14号は可決されました。

日程第3 議案第15号

○議長（品川義則君）

日程第3．議案第15号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。大山議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

議案第15号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

まず初めに、私は、国保税を取り扱う担当課の日ごろの努力に対しては敬意を表していることを述べておきます。そしてまた、日本の社会保障制度が改定のたびに厳しくなり、国民を苦しめていることに怒りを抱いています。

安倍政権の骨太方針の考えのもと、社会保障の自然増を抑えるとして2018年度、ことしも6,300億円と見込まれた自然増を1,300億円削減しています。そして、ことしから県単位化に移行することになっております。国保税はですね。このことを前提に、平成30年度の基山町の国保会計の予算案に対して私の意見を述べ、反対討論といたします。

平成30年度予算審議の施政運営方針で町長は、国民健康保険は、相互の助け合いによって医療費を支える社会保障制度です。全国的に、財政状況は、低所得者の増加、被保険者の高齢化、そして医療費の増大などの構造的な問題により運営が厳しくなっていると述べられています。

基山町の国保世帯は、平成29年12月現在で2,191世帯です。その中で、滞納世帯が318世帯あり、率にすると14%にも上ります。このことでもわかるように、国保世帯の年間所得に対して2割近い保険料が求められるこの国保税は、払いたくても払えないという支払い能力を超えたところでの問題です。

私たち日本共産党議員団はこれまで、国保会計へ一般会計からの繰り入れとして、または基金からどうにかできないかということで、約2,000世帯に1万円の補助をしていただくことができないかとお願いしてきました。しかし、それはできないということで、その理由として「税の公平性から国保世帯だけを優遇することはできない」と言われてきました。

しかし、減免制度はあるにしても国保世帯の多くの家庭が生活困窮という現状であるのであれば、町が少しでも財政負担をしてくれることは、公平性には欠けないと私は考えます。

町長も方針の中で、これは構造的な問題とされていますように、この高い保険料は国が国庫負担を削減したまま抑制方針を続けていることが最大の原因です。これを解消するために必要なことは、国からの国庫補助の負担金をふやすことです。しかし、国が改善しないのならば、自治体として法定外繰り入れをしなければ国保世帯の負担は軽くなりません。

全国の自治体では、繰り入れているところがふえてきています。基山町も英断を下していただきたいと思います。

国へはこれからも国庫負担を増額することを求めてください。そして、当面国保世帯への補助をしていただきたいと再度お願いして、私の反対討論といたします。

○議長（品川義則君）

次に、本案に賛成の方の発言を許します。松石健児議員。

○1番（松石健児君）（登壇）

おはようございます。

議案第15号 平成30年度基山町国民健康保険特別会計予算に、私は賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険に関しましては、御承知のとおり、平成30年度から制度を安定化するために都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と連携しながら安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担うこととなります。これは医療技術の高度化や加入者の高齢化により国保会計の歳出はふえる一方、歳入では地域経済の低迷や就業構造の変化に伴う非正規労働者の増加等で保険料収入が低下しているのが実態です。

国や都道府県の財政負担が不十分な中で、市町村は制度を維持するために、加入者負担を上げるか、または市町村の一般会計から国保会計への法定外繰り入れ負担をふやすかという厳しい選択を絶えず迫られております。保険料の収入確保と医療費支出を抑制するため、市町村窓口では加入者と緊張関係を強いられる状態が生まれています。こうしたことから、市町村の役割を都道府県とともに担うことが期待されております。

佐賀県内においても、他市町の保険の財政が赤字自治体も多い中、幸いなことに、基山町は、これまで担当職員の方々の御尽力により国民健康保険財政調整金が約2億円強あり、そこから毎年繰り入れを行うことにより町民の保険料の安定化を図る方針と伺っております。そのため、平成30年度は、県の保険料率平準化等により保険料の上昇が見込まれた場合でも基山町では加入者負担増のリスクは回避されております。

今後も、県と協議しながら、安定的な国保運営に努めていただき、保険料が急激に上昇しないように御尽力いただきますことを要望して、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第15号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第15号は可決されました。

日程第4 議案第16号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第16号 平成30年度基山町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第16号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

賛成多数と認めます。よって、議案第16号は可決されました。

日程第5 議案第17号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第17号 平成30年度基山町下水道事業会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第17号を採決します。

本案に対する予算特別委員長報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第17号は可決されました。

日程第6 発議第1号

○議長（品川義則君）

日程第6．発議第1号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

朗読を省略し、提出者の重松一徳議員に提案理由の説明を求めます。重松議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

それでは、発議第1号 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案申し上げます。

まず、提案者は私重松一徳と、久保山義明議員であります。

提案理由は、長期欠席をした場合の議員報酬及び期末手当を減額するため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるためです。

内容等については、新旧対照表で御説明いたします。

まず、長期欠席をした場合の議員報酬の減額について、第3条で長期欠席について規定しております。第1号から第3号までのいずれかを欠席した日から、その日後最初に第1号から第5号までのいずれかに出席した日、議長に復帰等する旨の届け出のあった日、任期満了の日または議会の解散による任期終了の日のいずれか早い日の前日までの期間が90日を超えるものを長期欠席と規定しております。

2で、議員が長期欠席した場合における議員報酬の月額について規定しております。

別表第2（第3条関係）をごらんください。

長期欠席を始めた日から90日を超え180日以下の範囲内であるときは、割合を100分の80、長期欠席を始めた日から180日を超え365日以下の範囲内であるとき、100分の70、長期欠席を始めた日から365日を超えるととき、100分50と規定しております。

また、3で長期欠席の事由に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しないという形で(1)から(4)まで規定しております。

そして、長期欠席をした場合の期末手当の減額を第10条で規定しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（品川義則君）

提案理由の説明が終わりましたので、発議第1号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、発議第1号に対する質疑を終結します。

次に、発議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第1号を採決します。

本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、発議第1号は可決されました。

日程第7 意見書第1号

○議長（品川義則君）

日程第7．意見書第1号 陸上自衛隊目達原駐屯地所属ヘリコプター墜落に関する意見書を議題とします。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書第1号を原案どおり採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、意見書第1号は採択と決しました。

日程第8 所管事務等の調査について

○議長（品川義則君）

日程第8. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

以上をもちまして今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして、平成30年第1回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時7分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 品 川 義 則

基山町議会議員 松 石 信 男

基山町議会議員 松 石 健 児